

令和3年度佐倉城址公園管理業務委託
公募型プロポーザル実施要領

佐倉市都市部公園緑地課

目次

第1節 一般事項	3
1. 業務名称	3
2. 業務の目的.....	3
3. 業務場所	3
4. 業務概要	3
5. 契約期間	3
6. 契約方法	4
7. 提案限度額.....	4
8. 経費負担	4
(1) 市が負担するもの	4
(2) 受注者が負担するもの	4
9. 委託料の支払い.....	4
10. 提案内容の公開について	4
11. 事務局	4
12. 企画提案書及びプロポーザル時における言語、通貨及び単位.....	4
第2節 参加申込	5
13. 参加資格.....	5
14. 業務主任担当者	5
15. 参加申込について.....	6
(1) 提出書類及び提出部数.....	6
(2) 提出期限.....	7
(3) 提出方法.....	7
(4) 注意事項.....	7
第3節 質問及び回答	7
16. 質問書の提出.....	7
17. 提出期限.....	7
18. 提出方法.....	7
19. 質問書に対する回答	7
20. 追加の図面等の書類請求について	7
21. 説明会及び見学会等	7
第4節 企画提案書作成上の留意事項	8
22. 企画提案書の作成条件.....	8
23. 企画提案書の構成.....	8
企画提案書の記載事項	8
24. 提案のための費用負担.....	8
25. 佐倉市からの確認事項照会.....	8
26. 企画提案書等の取扱い.....	9
第5節 選定方法	9

27.	審査方法.....	9
	(1)書類審査(1次審査)について.....	9
	(2)書類審査(1次審査)の結果通知について.....	9
	(3)ヒアリングの実施概要.....	9
	(4)選定方法及び結果通知.....	9
28.	その他.....	10
	(1)審査経緯等の非公表.....	10
	(2)説明要求について.....	10
	第6節 契約方法.....	10
	(1)最優秀提案者との協議.....	10
	(2)不調となった場合.....	10
	(3)契約の解除.....	10
	第7節 辞退及び失格事項.....	10
29.	辞退.....	10
30.	失格.....	10
	第8節 別添様式等.....	11
	(1)別紙一覧.....	11
	(2)様式一覧.....	11
	第9節 日程(予定).....	12

第1節 一般事項

1. 業務名称

令和3年度佐倉城址公園管理業務委託

2. 業務の目的

(1) 佐倉城址公園の現状

佐倉城址公園は、県内で唯一の百名城に選定されている佐倉城跡にあり、季節の花や植栽が魅力の緑豊かな歴史公園で、佐倉市の重要な観光資源となっている。

昨今の社会情勢の変化により屋外で過ごす公園利用の需要が高まっているほか、新たに供用開始予定の区域(大手門跡地)があるなど、佐倉城址公園の更なる利用拡大を見込める状況があることから、より質の高い管理を行い、公園の価値を高め、更なる集客、満足度向上を図る必要がある。

(2) 公募型プロポーザル方式による事業者の募集

そこで、市が定める標準仕様に加え、より質の高い管理を提供可能な優れた技術、豊富な経験を有しており、熱意と工夫をもって本事業に取り組むことのできる者を選定するため、公募型プロポーザル方式により事業者を募集する。

3. 業務場所

佐倉市城内町地先

詳細は、別紙 3「管理図面」及び別紙 4「佐倉城址公園概要」を参照すること。

4. 業務概要

業務の概要は、以下のとおり。なお、詳細については、別紙 1「令和3年度佐倉城址公園管理業務委託 標準仕様書」のとおりとし、別紙 2「標準数量表」の数量は、基本数量であり実施を必須とする。

- ・園内管理(園内清掃、ゴミ回収)
- ・植栽管理(低木剪定、三逕亭管理、菖蒲管理、牡丹管理等)
- ・除草管理(肩掛け式除草、ハンドガイド式除草、人力除草)
- ・施設管理(トイレ清掃、側溝等清掃、園内整地)
- ・管理人(夏期、冬期、年始3日間)

5. 契約期間

契約日から令和4年3月31日まで

ただし、管理人業務や除草作業等の業務の開始は、令和3年4月1日とする。契約日から令和3年3月31日までの期間は、令和2年度佐倉城址公園管理業務委託業者からの引継ぎ及び当市との打合せ等、業務を遂行するのに必要な準備を行う。

6. 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

7. 提案限度額

37,730,000 円(消費税及び地方消費税相当額を含む)

8. 経費負担

(1) 市が負担するもの

①管理用の光熱水費(公園内既存施設を利用する場合に限る。)

②グリーンリサイクル事業における処分費(刈草、剪定枝等の処分費)

ただし、リサイクル場までの搬入及び仕分けまでは、受注者負担とする。

(2) 受注者が負担するもの

①使用機械(車両を含む)に関する費用

購入及び修繕の費用、リース又はレンタルの費用、運搬費等

②燃料費

③維持管理に必要な消耗品費

④グリーンリサイクル事業以外の処分費

例)可燃ゴミ、不燃ゴミ等、公園内にあるゴミの処分費

⑤提案内容により実施する一切の費用

9. 委託料の支払い

委託料の支払いは、業務完了後に全額を支払うものとする。ただし、部分払を希望する場合は、契約書の規定に従う。

10. 提案内容の公開について

提出された書類に対し、佐倉市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、同条例に基づき原則として開示する。

11. 事務局

- | | |
|--------|--|
| ①担当部署 | 佐倉市都市部公園緑地課 |
| ②担当者 | 大塚、篠永 |
| ③所在地 | 〒285-8501 千葉県佐倉市海隣寺町 97 番地 |
| ④連絡先 | 電話:043-484-6165 FAX:043-485-0108 |
| ⑤電子メール | kouen@city.sakura.lg.jp |

12. 企画提案書及びプロポーザル時における言語、通貨及び単位

- | | |
|-----|-----------------------|
| ①言語 | 日本語 |
| ②通貨 | 日本国通貨 |
| ③単位 | 計量法(平成4年法律第51号)に基づく単位 |

第2節 参加申込

13. 参加資格

本業務のプロポーザルに参加する提案者は、参加に関する意思表示の書類の提出期限から最優秀提案者及び次点の優秀提案者(以下「最優秀提案者等」という。)決定の日までの間において、次の要件の全てを満たすこと。

(ア) 以下のいずれかに該当すること。

佐倉市契約事務要綱(平成13年4月1日施行)第22条第3項に規定する佐倉市一般(指名)競争入札参加資格者名簿(令和2年10月1日現在)に下記の条件で登載されていること。

- ・登録業種:「緑地管理・道路清掃」
- ・資格者名簿の登録地区に関する条件 :「市内」、「準市内」、「県内」

(イ)建設業法第3条第2項に規定する建設工事のうち、「造園工事業」の許可を受けている者。

(ウ)次のいずれにも該当しないこと。

- ①「佐倉市建設工事請負業者等指名停止措置要領」に基づく指名停止、又は「佐倉市建設工事等暴力団対策措置要綱」に基づく指名除外を受けている者。
- ②手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過していない者、又は候補者特定日前6か月以内に不渡り手形若しくは不渡り小切手を出した者。
- ③会社更生法(平成14年法律第154号)の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者。
- ④民事再生法(平成11年法律第225号)の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者。
- ⑤地方自治法施行令第167条の4第1項に該当する者(同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。)

(エ)単独企業であること。ただし、当該業務を協力企業等に再委託等することを妨げない。なお、再委託等する場合は、業務の全部、又は主要な部分を再委託しないこと。

(オ)同一人が代表者となっている法人が、重複して参加申込をしていないこと。

14. 業務主任担当者

業務主任担当者は、次に掲げる(i)から(iii)までの各号を満たす者とする。

(i)勤務要件

受注者が直接的かつ恒常的に雇用する者であること。ただし、業務主任担当者が代表者である場合は、この限りではない。

(ii)届出義務

受注者が、以下に定める届け出の義務を履行していること(当該届出の義務がない方を

除く。)

- ・健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)第 48 条の規定による届出の義務
- ・厚生年金保険法(昭和 29 年法律第 115 号)第 27 条の規定による届出の義務
- ・雇用保険法(昭和 49 年法律第 116 号)第 7 条の規定による届出の義務

(iii) 資格要件

造園施工管理技士又は街路樹剪定士等の資格を有する者

15. 参加申込について

(1) 提出書類及び提出部数

番 号	書 類	提出部数
①様式 1	参加申込書	1 部
②様式 2	宣誓書	1 部
③様式 3	会社概要	1 部
④様式 3 添付	佐倉市との災害時の協力等に関する協定の締結、または協定を締結している団体への加入を証する書類(写し) ※協定締結及び協定締結団体へ加入している場合のみ	1 部
⑤様式 4	関連業務実績	1 部
⑥様式 4 添付	・関連業務の実績が証明できるもの(契約書の写し等) この場合、契約書の表面(契約者が証明できる部分)及び仕様書等のみとし、約款等が記載されている部分の提出は不要とする	1 部
⑦様式 5	見積書(見積金額内訳書も添付すること)	1 部
⑧様式 6	業務実施体制	8 部
⑨様式 7	業務主任担当者調書 なお、記載された業務主任担当者は、原則として変更できない。ただし、やむを得ない理由により変更する場合には、佐倉市の承諾を得て、同等以上の実績・資格を有する者を配置すること。	1 部
⑩様式 7 添付	(i)健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)第 48 条の規定による届出の義務を証する書類(写し) (ii)厚生年金保険法(昭和 29 年法律第 115 号)第 27 条の規定による届出の義務を証する書類(写し) (iii)雇用保険法(昭和 49 年法律第 116 号)第 7 条の規定による届出の義務を証する書類(写し) (iv)経験や資格等、調書に記載された事項を証明する書類(写し)	1 部
⑪様式 8	業務実施方針	8 部
⑫様式 9	企画提案書 1(菖蒲管理について)	8 部
⑬様式 10	企画提案書 2(除草管理について)	8 部
⑭様式 11	企画提案書 3(植栽管理について)	8 部
⑮様式 12	企画提案書 4(その他提案について)	8 部
⑯様式 13	提案数量表	8 部

(2) 提出期限

令和3年2月4日(木)午前11時00分まで

(3) 提出方法

事前に電話確認のうえ事務局に持参すること。郵送・電子メールでの提出は不可とする。
なお受付は、開庁日の午前8時30分から午後5時15分までとする。

(4) 注意事項

ヒアリングへの参加が必須となることに注意すること。なお、提出後の差替え(変更、追加、削除を含む。)は原則として認めない。

第3節 質問及び回答

16. 質問書の提出

質問は、様式14「質問書」により提出すること。
質問がない場合は、質問書の提出は必要ありません。

17. 提出期限

令和3年1月19日(火) 午後4時00分まで

18. 提出方法

事務局メールアドレス宛に、電子メールに添付して提出すること。件名は【[参加者名]: 令和3年度佐倉城址公園管理業務委託 質問書】とする。

やむを得ない事情により、電子メールによる提出ができない場合は、FAXでの提出を可とする。なお、電子メール又はFAX送信後は、事務局に電話による確認連絡を行うこと。

19. 質問書に対する回答

質問書に対する回答は、令和3年1月26日(火)までに電子メール又はFAXにて行うとともに、佐倉市都市部公園緑地課ホームページに掲載する。

なお質問書に対する回答は、実施要領等の追加又は修正として取り扱う。

20. 追加の図面等の書類請求について

質問書の提出時に請求すること。

21. 説明会及び見学会等

説明会及び見学会は開催しないが、事業場所を見学するのは差し支えない。

第4節 企画提案書作成上の留意事項

22. 企画提案書の作成条件

- (ア)様式 9～様式 13 を使用して、各様式 1 枚で作成すること。
- (イ)各様式は A4 判とすること。
- (ウ)文字の大きさは 10.5 ポイント以上とする。

23. 企画提案書の構成

企画提案書の記載事項

企画提案書には、以下に示す項目ごとに提案等を記載することとする。また、必要に応じてイメージ図等の資料を添付してもよい。

1	企画提案書 1 (菖蒲管理について)	菖蒲田を適切かつ、より高水準に管理するための提案
2	企画提案書 2 (除草管理について)	園地等の除草を適切かつ、より高水準に行うための提案
3	企画提案書 3 (植栽管理について)	園内の植栽を適切かつ、より高水準に管理するための提案
4	企画提案書 4 (その他提案について)	その他の内容で、創意工夫による提案
5	提案数量表	実施する数量を記載(仕様に追加で実施する数量の確認)

※各様式において、提案する事項・内容は複数で構わないが、1枚ですべての内容を収めること。

※各提案について、別紙 5 別表「評価基準表」の評価項目欄を参照のうえ、以下の内容が伝わるように考慮して作成すること。

- ・施工上のポイント
- ・重点を置くエリア・作業等
- ・仕様の水準以上の作業・数量
- ・創意工夫による仕様のない作業
- ・課題把握と現状改善への取り組み

24. 提案のための費用負担

本業務の企画提案に要する費用は、全て提案者の負担とする。

25. 佐倉市からの確認事項照会

提出のあった企画提案書等の内容について、審査の過程で疑義等が生じた場合は、後日、必要に応じて佐倉市から確認事項の照会を行うことがある。

26. 企画提案書等の取扱い

- ①提出された企画提案書等の著作権は、提案者に帰属するものとする。
- ②企画提案書等の提出後における内容の追加又は変更は、原則として認めない。
- ③提出された企画提案書等は、一切返却しない。
- ④企画提案書等は、審査等の過程において複製することがある。
- ⑤提案された企画提案書等は、佐倉市情報公開条例の規定に基づき、開示請求者に開示する場合がある。

第5節 選定方法

27. 審査方法

庁内に設置する「令和3年度佐倉城址公園管理業務委託事業者選定委員会(以下「選定委員会」という。)」において、別に定める評価基準に基づき審査する。

ア)書類審査

提出された企画提案書等を基にして、選定委員会による書類審査を行う。

イ)ヒアリング

書類審査の内容を補完するため、選定委員等による質疑を行う。

(1)書類審査(1次審査)について

提出された書類について、書類審査を実施する。

応募者が多数の場合は、この審査を1次審査とする。この場合、1次審査を通過した者のみに、ヒアリングを実施することとする。

(2)書類審査(1次審査)の結果通知について

書類審査(1次審査)の審査結果については、結果の如何にかかわらず書面にて通知する。なお、合格者については、ヒアリングの決定通知を書面にて送付することで、書類審査(1次審査)に合格したことを通知したものとみなす。

(3)ヒアリングの実施概要

書類審査の内容を補完するためのヒアリングを実施する。

- | | |
|-------|----------------|
| ①日時 | 令和3年3月5日(予定) |
| ②場所 | 佐倉市役所(予定) |
| ③人数 | 3名以内 |
| ④所要時間 | 応募者1者につき、30分程度 |

(4)選定方法及び結果通知

提出された企画提案書、ヒアリングの内容に基づいて、選定委員会委員が最優秀提案者を選出する。ヒアリングの実施後1週間以内を目安に、結果の如何にかかわらず書面にて通知する。

28. その他

(1) 審査経緯等の非公表

審査の経緯及び審査内容に関する問い合わせ、審査結果に対する異議申し立ては受けられない。

(2) 説明要求について

選定されなかった者は、市にその理由の説明を求めることができる。説明を求める時は、市ホームページで結果が公開された日の翌日から起算して7日以内に書面(様式自由)により請求すること。

第6節 契約方法

(1) 最優秀提案者との協議

提出された企画提案書等とヒアリングの内容に基づいて、佐倉市と最優秀提案者にて、契約内容に関する協議のうえ、随意契約により業務委託契約を締結する。

契約手続きは、佐倉市財務規則(平成元年佐倉市規則第6号)(以下「財務規則」という。)の定めるところにより行い、別添「業務委託契約書(案)」を使用する。契約保証金については、財務規則第147条による。

(2) 不調となった場合

最優秀提案者との契約に関する協議において、双方が合意に至らなかった場合には、優秀提案者(次点)との協議を行うものとする。

(3) 契約の解除

契約締結後において、受託者が参加資格に掲げる要件を一つでも満たさないことが判明した場合、後述する「失格」事項に合致する場合、又は不正又は虚偽記載と認められる行為が判明した場合は、佐倉市は契約を解除できるものとする。

第7節 辞退及び失格事項

29. 辞退

参加を申し込んだ者のうち辞退しようとする者は、参加申込締切日の17時までに辞退届(様式自由)を提出することとする。

30. 失格

提案者または最優秀提案者等、若しくは提出された企画提案書等が、次のいずれかに該当する場合は、その者を失格とする。

①定められた企画提案書等の提出方法、提出先及び提出期限に適合しない者

- ②企画提案書等の作成形式、必要添付書類及び記載上の留意事項に示された要件に適合しない者
- ③ヒアリング等に出席しなかった者
- ④企画提案書等に虚偽の記載をした者、または虚偽の申請により提案資格を得た者
- ⑤最優秀提案者等の選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った者
- ⑥企画提案書等の提出期限後に、見積書及び見積内訳書内の金額の修正を行った者
- ⑦見積書及び見積内訳書の内容が、本要領に定める提案限度額を超過した者
- ⑧前各号に定めるもののほか、佐倉市または選定委員会が不適格と認めた者

第8節 別添様式等

(1)別紙一覧

別紙 1	令和3年度佐倉城址公園管理業務委託 標準仕様書
別紙 2	標準数量表
別紙 3	管理図面
別紙 4	佐倉城址公園概要
別紙 5	評価基準

(2)様式一覧

様式 1	参加申込書
様式 2	宣誓書
様式 3	会社概要
様式 4	関連業務実績
様式 5	見積書
様式 6	業務実施体制
様式 7	業務主任担当者調書
様式 8	業務実施方針
様式 9	企画提案書1(菖蒲管理について)
様式 10	企画提案書2(除草管理について)
様式 11	企画提案書3(植栽管理について)
様式 12	企画提案書4(その他提案について)
様式 13	提案数量表
様式 14	質問書

第9節 日程(予定)

今後の日程については、以下のとおり。なお、変更する場合は、佐倉市役所ホームページの都市部公園緑地課に掲載する。

公募型プロポーザルの公告	令和3年1月6日(水)
事業に関する質問締切	令和3年1月19日(火)午前11時まで
質問に対する回答	令和3年1月26日(火)まで
参加申込書等提出締切日	令和3年2月4日(木)午前11時まで
ヒアリング日程決定通知	令和3年2月22日(月)発送(予定)
1次審査不合格通知 (実施した場合)	ヒアリング日程決定通知に同じ
ヒアリング実施日	令和3年3月5日(予定)
審査結果通知	令和3年3月中旬(予定)
候補者協議	令和3年3月中旬から下旬(予定)
落選者理由説明受付(任意)	審査結果通知より1週間(予定)
業務委託契約締結	令和3年3月下旬(予定)
事業実施期間	契約日から令和4年3月31日まで

以上